

第3期 大阪府大規模施設等協力金 募集要項

[大規模施設の運営事業者
(テナントを有しない施設)]

令和3年9月10日

大阪府

目 次

1. 趣旨、措置期間、対象地域……………p1

2. 支給対象事業者……………p2

（1）定義（大規模施設の運営事業者等）

（2）施設と要請内容

（3）建築物の床面積の考え方（1,000m²を超えるか否か）

（4）「協力期間」の考え方

（5）協力金の支給対象外となる事業者

3. 支給額の計算方法……………p10

（1）計算方法と定義

（2）「自己利用部分」面積の定義

（参考：大規模小売店舗法における店舗面積についての解釈）

4. 申請手続き……………p14

（1）申請書類

（2）申請期間、申請方法

5. その他……………p21

6. 問い合わせ……………p24

1. 趣 旨

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、人流抑制の観点から、緊急事態措置及びまん延防止等重点措置に伴う新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第24条第9項に基づく営業時間短縮（以下「時短」という。）の要請にご協力いただいた大規模施設及び当該施設のテナント事業者等を対象に、「大阪府大規模施設等協力金」を支給します。

措置期間及び対象地域

＜まん延防止等重点措置期間＞

令和3年7月12日から同年8月1日（対象地域：府内33市）

＜緊急事態措置期間＞

令和3年8月2日から同年8月31日（対象地域：大阪府全域）

2. 支給対象事業者

時短の要請に応じた大規模施設の運営事業者

➢ 大規模施設とは、

- ①新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（以下「特措令」という。）第11条第1項各号の施設（博物館等を除く）のうち、多数の者が利用する施設※
- ②建築物の床面積が1,000m²を超える施設

※新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年4月23日変更）三(3)3①において、特措法第24条第9項に基づき休業要請を行うものとされた施設に限る。

➢ 運営事業者とは、

- ・施設の運営により収益を得る事業者で、当該施設の時短を決定する権限を有する者

!!注意!!

- 協力金を申請できるのは、**一つの大規模施設につき、1事業者です。**
- 当該大規模施設の**時短を決定し、施設のテナント事業者及び利用者にその旨を通知（告知）**し、**当該大規模施設を時短した事業者が協力金の申請を行ってください！**

施設と要請内容

施設	要請内容
<p>■ 1,000m²超の集客施設</p> <ul style="list-style-type: none">・<u>映画館等、商業施設、遊技施設、遊興施設、サービス業</u>	<p><u>7/12～8/1</u> 21時まで</p> <p><u>8/2～8/31</u> 20時まで（映画館は21時まで）</p>
<p>・<u>運動・遊技施設</u></p>	<p><u>7/12～8/1</u> 21時まで</p> <p><u>8/2～8/31</u> 20時まで（イベント21時まで）</p>

注) ショッピングモールの中に入っていても、床面積1,000m²超の映画館が休業を決定する場合は、映画館が大規模施設の運営事業者となります。
(申請に当たっては、ショッピングモール運営事業者と要調整)

■ 1,000m²超の集客施設 ①

カテゴリー	対象		
映画館等	プラネタリウム	映画館	
※生活必需品 売場以外	卸売市場（※）	コンビニエンスストア（※）	大規模小売店（※）
	百貨店（※）	スーパー・マーケット（※）	ホームセンター（※）
	ショッピングセンター (地下街含む)（※）	靴屋	衣料品店
	寝具小売業	かばん・袋物小売業	雑貨屋
	文房具屋	本屋	自転車屋
	家電販売店	園芸用品店	鍵屋
	家具屋	建具小売業	畳小売業
	宗教用具小売業	金物・荒物小売業	陶磁器・ガラス器小売業
	楽器小売業	写真機・写真材料小売業	時計・眼鏡・光学機械小売業
	たばこ・喫煙具専門小売業	建築材料小売業	自動車(二輪自動車含む)販売店、カー用品店
	花屋	宝石類や金銀の販売店	古物商（質屋を除く）
	金券ショップ	古本屋	おもちゃ屋、鉄道模型屋
遊技施設	囲碁・将棋盤店	DVD/ビデオショップ・レンタル	アウトドア用品、スポーツグッズ店
	ゴルフショップ	土産物店	アイドルグッズ専門店
	美術品販売		
遊技施設	マージャン店	パチンコ屋	ゲームセンター
	ビリヤード場	囲碁・将棋所	

※施設の使用制限対象施設一覧（令和3年7月12日から8月1日まで）大阪府危機管理室ホームページを参考に作成

■ 1,000m²超の集客施設 ②

カテゴリー	対象		
遊興施設 ※宿泊を目的とした利用が 相当程度見込まれない施設 に限る	性風俗店(ファッションヘルス、 デリヘル、個室付き浴場業、 SMクラブ等)	のぞき部屋	出会い系喫茶
	ストリップ劇場	テレフォンクラブ	アダルトショップ
	個室ビデオ店	射的場	勝ち馬投票券発売所
	場外馬(車・舟)券場	インターネットカフェ(※)	漫画喫茶(※)
サービス業	ペットショップ	ペット美容室(トリミング)	住宅展示場
	旅行代理店(店舗)	ネイルサロン(保健所に届け出ている理美容所は除く)	まつ毛エクステンション専門店(ヘアカット等を行わない理美容所)
	スーパー銭湯	サウナ	エステサロン(保健所に届け出ている理美容所は除く)
	リラクゼーション	整体院(国家資格有資格者が行うものは除く)	日焼けサロン
	脱毛サロン	タトゥースタジオ	占い
	写真屋・フォトスタジオ	展望室	
運動・遊技施設	体育館	スケート場	水泳場
	屋内テニス場	柔剣道場	ボウリング場
	スポーツジム	ホットヨガ、ヨガスタジオ	
博物館等	博物館	美術館	科学館
	記念館	水族館	動物園
	植物園		

※施設の使用制限対象施設一覧（令和3年7月12日から8月1日まで）大阪府危機管理室ホームページを参考に作成

【注意】1,000m²超の博物館等の運営事業者は、本協力金の対象外です。

施設の建築物の床面積の考え方

～建築物の床面積が $1,000\text{m}^2$ を超えるか否かの判断

➤特措令第11条第1項に規定する施設の建築物の床面積で判断する。

(第11条第1項に規定する施設が入っている建築物全体の床面積では判断しない。)

対象

オフィス	
オフィス	
オフィス	
オフィス	
本屋 $1,200\text{m}^2$	花屋 300m^2

建築物全体の床面積では
 $1,000\text{m}^2$ を超えているが、
花屋のみの床面積で判断する。

対象外

※ただし、ショッピングセンター、百貨店と同様の営業形態である施設（1階フロア全体（本屋、花屋）の運営事業者がおり、当該運営事業者が時短を決定する権限を有する施設）である場合は、1階フロア全体の床面積で判断する。

「協力期間」の考え方

大阪府の時短の要請に応じて、「7月12日から8月1日まで」、「8月2日から8月31日まで」のそれぞれの全ての期間において、全面的にご協力いただいた事業者が対象となります。

まん延防止等重点措置延長

7/12



21日間



8/2

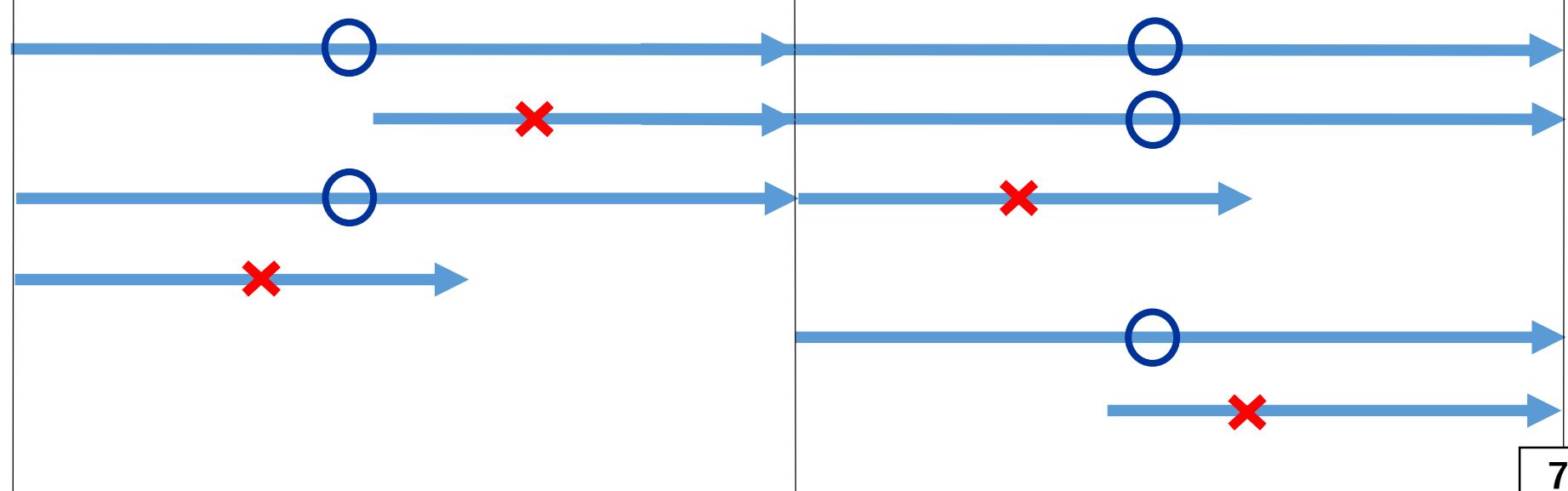


30日間

8/31

7

緊急事態措置開始



本協力金の対象外となる事業者①

■本協力金は、国の交付金※を活用する事業であり、

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

・第7期飲食店等に対する営業時間短縮等協力金（大阪府）

（第7期で重複する期間（7/12～8/31）に限る）

・コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金（経済産業省）

・月次支援金（経済産業省）

・ARTS for the future！コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業（文化庁）

・ポストコロナに向けた全国規模のスポーツイベント等の開催支援事業（スポーツ庁）

を受給した事業者を除きます。

➢併設する飲食店が「第7期飲食店等に対する営業時間短縮等協力金」を申請し、一方でその他の物販・サービスを行う店舗を時短又は休業していた場合は、店舗全体の面積から専ら飲食店営業を行う部分の面積を除いた面積を、物販・サービスを行う店舗の時短又は休業を行った面積として、本協力金の申請を行うことができます。

■また、国及び地方公共団体その他これに類する法人を除きます。 8

本協力金の対象外となる事業者②

次のイからホまでのいずれかに該当する事業者は本協力金の支給対象となりません。

- イ 宗教上の組織又は団体
- ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは大阪府暴力団排除条例（平成二十二年大阪府条例第五十八号）第二条第四号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）
- ハ 従業員、職員又は使用人に暴力団員又は暴力団密接関係者がある者
- ニ 法人には罰金の刑、個人には禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者
- ホ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第四十九条に規定する排除措置命令又は同法第六十二条第一項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から一年を経過しない者

3. 支給額の計算方法

計算方法と定義

- 当該施設の自己利用部分の時短面積1,000m²毎に、

20万円/日 ×

21時※と「本来の営業(終業)時間」との差
本来の営業時間

以下、「a」とします

※7/12～8/1の時短要請の時間。8/12～8/31は20時(イベントは21時)。

(1,000m²を1単位。単位未満切捨て。ただし1,000m²未満の施設は一律(20×a)万円/日)

例) 本来の営業時間10時～22時(12時間)の場合は、

$$(20 \times a) \text{万円/日} \Rightarrow [7/12 \sim 8/1] \quad 20 \text{万円/日} \times \frac{22-21}{12} = 1.7 \text{万円/日}$$

$$\Rightarrow [8/2 \sim 8/31] \quad 20 \text{万円/日} \times \frac{22-20}{12} = 3.4 \text{万円/日}$$

*千円未満切り上げ

■大規模施設である映画館の運営事業者

1000m²毎に (20 × a) 万円/日 + 常設スクリーン数 × (2 × β) 万円/日

a : 《時短の場合》21時までの営業を要請

β : 時短要請により上映できなくなった回数 / 時短要請がなければ上映する予定であった回数
(休業日はβ = 1となります。)

「自己利用部分」面積の定義

- ・大規模施設運営事業者自らが一般消費者向け事業の用に直接供している部分の面積

大規模小売店舗立地法の適用がある施設（ショッピングセンター等）

- ・同法第2条第1項の「店舗面積」

＜面積に含む＞

- ☞ 屋内に存する、集客を目的とした催事や移動式店舗の出店等に用いられている実績がある広場や通路
- ☞ 映画館における常設のスクリーンを有する上映室

＜面積に含まない＞

- ☞ テナント店舗や特定百貨店店舗に賃貸、分譲、分配している区画

大規模小売店舗立地法の適用がない施設

- ・施設の面積から当該施設におけるサービス等の提供を直接的に行っていない部分の面積を除く（大規模小売店舗立地法の考え方を勘案）

＜面積に含まない＞

- ☞ 階段、エスカレーター、エレベーター、施設間の連絡通路、休憩室（間仕切り等で区分された部分）、公衆電話室、便所、駐車場等及び一般消費者が立ち入ることが想定されていない事務室・倉庫等

!!注意!!

駐車場は延床面積1,000m²超えの算定には面積に含めますが、この自己利用面積の算定では面積に含みませんのでご注意ください。

○「店舗面積」の範囲については、次のように統一的に解釈するものとする。

一 店舗面積に含まれる部分

部分名	定義	備考
(1) 売場	直接物品販売の用に供する部分をいい、店舗面積に含む。 ショーケース等直接物品販売の用に供する施設に隣接し、顧客が商品の購入又は商品の選定等のために使用する部分（壁等により売場と明確に区切られていない売場間の通路を含む。）は、売場とみなす。	
(2) ショーウインド	ショーウインドは、店舗面積に含む。ただし、階段の壁に設けられたはめ込み式のショーウインドは、店舗面積に含まない。	
(3) ショールーム等	ショールーム、モデルルーム等の商品の展示又は実演の用に供する施設をいい、店舗面積に含む。	
(4) サービス施設	手荷物一時預り所、買物品発送等承り所、買物相談所、店内案内所その他顧客に対するサービス施設をいい、店舗面積に含む。	
(5) 物品の加工修理場 のうち顧客から引受 (引渡を含む) の用に 直接供する部分	カメラ、時計、眼鏡、靴、その他の物品の加工又は修理の顧客からの引受（加工又は修理のための物品の引渡を含む。）の用に直接供する部分をいい、店舗面積に含む。当該部分が加工又は修理を行う場所と間仕切り等で区分されていないものであるときは、その全部を店舗面積に含む。	

二 店舗面積に含まれない部分

部分名	定義	備考
(1) 階段	上り階段及び下り階段とも最初の段鼻（踏み面の先端）の線で区分し、踊り場及び階段と階段にはさまれた吹抜きの部分を含むものをいい、店舗面積に含まない。また、階段の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等と最初の段鼻、壁、柱等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に階段部分とみなし、店舗面積に含まない。	
(2) エスカレーター	エスカレーター装置（附属部分を含む。）部分をいい、店舗面積に含まない。また、エスカレーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分及び吹抜きの部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエスカレーター部分とみなし、店舗部分に含まない。	
(3) エレベーター	エレベーターの乗降口の扉の線で区分し、店舗面積に含まない。また、エレベーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエレベーター部分とみなし、店舗面積に含まない。	

二 店舗面積に含まない部分（つづき）

部分名	定義	備考
(4) 売場間通路及び連絡通路	壁等により売場と明確に区分された売場として利用し得ない通路、建物と建物を結ぶため道路等の上空に設けられた渡り廊下、地下道その他の連絡通路をいい、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に、店舗面積に含まない。また、上記の通路の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に通路とみなし、店舗面積に含まない。	
(5) 文化催場	展覧会等の文化催しのみの用に供し、又は供させる場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	注(1) 参照
(6) 休憩室	客室休憩室又は喫煙室その他これに類する施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	
(7) 公衆電話室	公衆電話室であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	
(8) 便所	便所の出入口の線（専用の通路がある場合は、その出入口の線）で他と区分し、店舗面積に含まない。	
(9) 外商事務室	外商ないし常得意先に対する業務のみを行う場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	
(10) 事務室・荷扱い所	事務室、荷扱い所、倉庫、機械室、従業員施設等顧客の来集を目的としない施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	
(11) 食堂等	食堂、喫茶室等をいい、店舗面積に含まない。	
(12) 塔屋	エレベーター室、階段室、物見塔、広告塔等屋上に突き出した部分をいい、店舗面積に含まない。 <u>ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。</u>	注(2) 参照
(13) 屋上	塔屋を除いた屋上部分をいい、店舗面積に含まない。 <u>ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。</u>	
(14) はね出し下、軒下等	建物のはね出し下、ひさし、軒下等の部分をいい店舗面積に含まない。 <u>ただし、はね出し下等において、展示販売、ワゴン等による各種商品の販売又は自動販売機を設置して飲食料品等の販売を行っている部分は、売場として取り扱うものとする。</u>	

注(1) 間仕切りについて：間仕切りは、原則として壁、棚、扉等固定したものとする。

注(2) 塔屋と普通階の区別について：建築基準法施行令第二条第一項第八号により階数の算定法が定められているが、この法律の運用においては、屋上の突き出し部分が建築面積の1/8を超えている程度の場合に塔屋として取り扱うものとする。また、上記の建築面積とは、上記施行令第二条第一項第二号の規定による「建築物（地階で地盤面上一メートル以下にある部分を除く。）の外壁又はこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するもので当該中心線から水平距離一メートル以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離一メートル後退した線）で囲まれた部分の水平投影面積による。」に準ずるものとする。

4. 申請手続き

時短の要請に大規模施設が応じた場合は、対象となる大規模施設運営事業者に対し、時短面積に応じて協力金を支給します。

・申請に必要な書類は以下のとおりです。

※過去に本協力金の支給を受けた事業者で、最新の申請内容から変更がない場合は、(3)のみ提出してください。

必要書類	説明・具体例
(1) 施設の業務実態（施設種別）が確認できる資料	施設の公式ホームページのURL 上記URLがない場合は、写真（外観・内観、業務実態がわかるもの）など
(2) 施設の「建築物の床面積」が確認できる資料	【自己所有物件】建物の登記事項証明書(登記簿謄本) 【賃借物件】建物賃貸借契約書 <u>【追加説明p15】</u>
(3) 施設が時短していたことが確認できる資料	ホームページでのお知らせ、施設での掲示文書など
(4) 時短面積が確認できる資料	フロアマップのほか、面積算定に用いた図面など <u>【追加説明p16】</u> ※時短を行った面積が2,000m ² 未満の場合は不要です ※映画館の場合はスクリーン数も確認します
(5) 申請者（法人の場合は代表者）の本人確認書類の写し	マイナンバーカード（表のみ）、運転免許証、パスポート、健康保険証等の写しなど <u>【追加説明p17】</u>
(6) 振込口座（法人の場合は法人口座）を確認できる書類	通帳（以下の点が確認できるページ）の写し <u>【追加説明p18】</u> 口座種別（普通・当座等）／口座名義人／店番号、口座番号／金融機関名、支店名

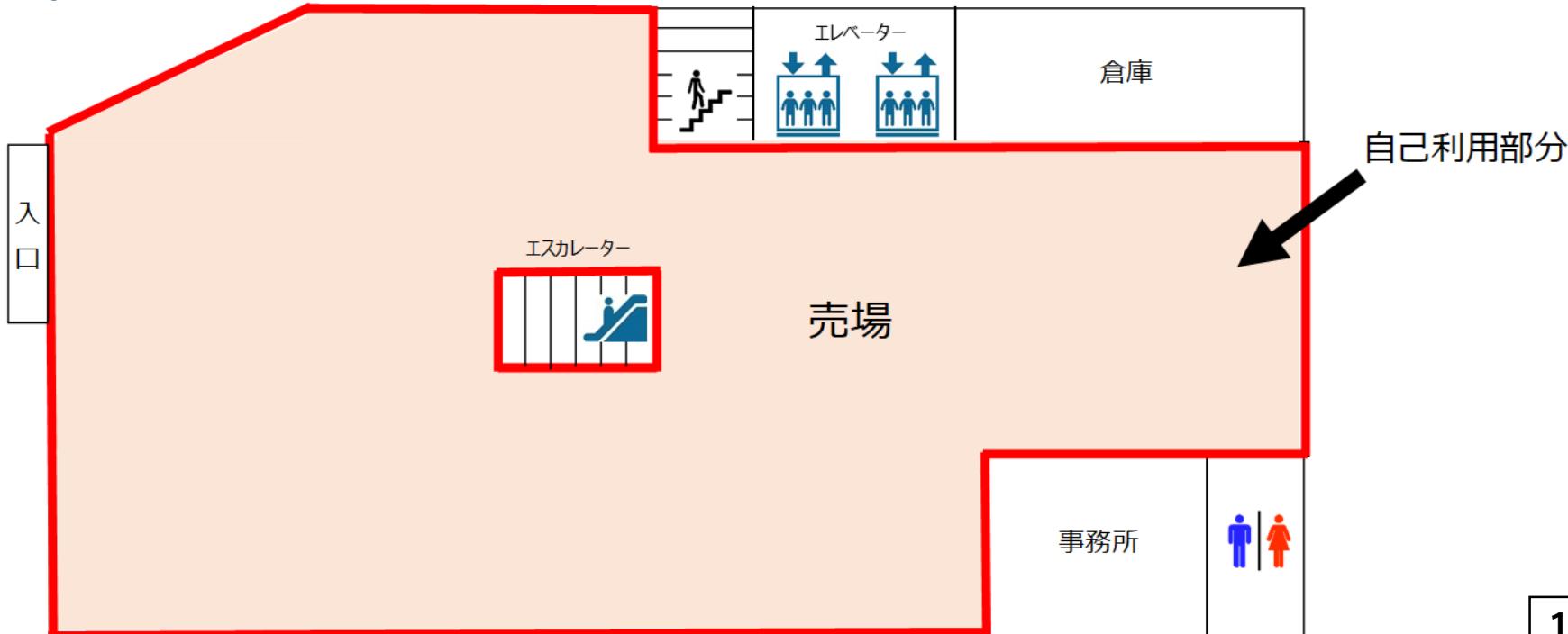
施設の「建築物の床面積」が確認できる資料

- 建物の登記事項証明書(登記簿謄本)や建物賃貸借契約書がない場合は、固定資産税評価証明書などの納税関係書類の写し、又は設計図面でも構いません。
- 本協力金の対象となる「建築物の床面積が $1,000\text{m}^2$ を超える施設」であることが確認できる資料を提出してください。

時短面積が確認できる資料

- 施設のフロアマップや算定根拠となる施設の設計図面などをもとに作成した、「**自己利用部分の時短に応じた面積（時短面積）**」が確認できる資料を提出してください。
- テナントの店舗面積が明記された「テナント事業者との賃貸借契約書」など、詳細資料の提出は不要です。（必要に応じて現地調査を行います。）
- なお、テナントを有しない施設で、「**自己利用部分の時短面積**」が2,000m²未満の場合は、時短面積を確認できる資料の提出は不要です。

フロアマップをもとに作成した資料（イメージ）



申請者（法人の場合は代表者）の本人確認書類の写し

- なりすましによる不正な申請を防止するため、氏名及び生年月日が確認できる公的証明書類の写しを提出してください。有効期限内のものに限ります。
- 法人の場合は、代表者の本人確認書類の写しを提出してください。
※ただし、当該施設の業務上の取引等に利用する法人口座を開設されていて、口座名義人が法人代表者以外の一定の責任者（ex.関西支社長など）である場合は、その名義の方の本人確認書類の写しを提出してください。

【例】

- ・**マイナンバーカード**（表面/マイナンバーは必ず塗りつぶしてください。）
- ・**写真がある住民基本台帳カード**（表面）
- ・**運転免許証**（表・裏両方/日本国発行限定）
- ・**運転免許経歴証明書**
- ・**パスポート**（顔写真記載ページ及び所持人記入欄/日本国発行限定/2020年2月4日以降発行の所持人記入欄のないものは無効）
- ・**各種健康保険証**（表・裏両方/現住所地の記載あるもの限定/記号・番号・保険者番号は該当箇所を必ず塗りつぶしてください。）
- ・**特別永住者証明書・在留カード**（表・裏両方）
- ・**外国人登録証明書**（表・裏両方/在留資格が特別永住者のもの限定）

振込口座（法人の場合は法人口座）を確認できる書類

- 入力いただいた金融機関の振込口座と同じものを提出してください。
- 振込先の口座名義は、申請者本人の名義（法人の場合は当該法人名義）に限ります。また、日本国内の口座に限ります。
※法人名義の口座がない場合は、個人名義の口座で法人として取引していることを確認できる通帳のページの写しを添付してください。
- 通帳がある場合は 1 ページ目の見開き部分、通帳がない場合（＊）は振込先口座を確認できるもの

* 例 :

- ・当座預金は「支店名・口座・名義人」が確認できる書類
(当座勘定照合表、残高証明書、金融機関が発行する口座証明書)
- ・ネットバンキング等は振込先口座を確認できる各金融機関のホームページ画面

大規模施設である映画館の運営事業者及び映画配給会社

大規模施設である映画館の運営事業者

- ・映画配給会社の同意を得て、映画配給会社に係る協力金を含めて申請してください。
- ・審査の結果、協力金を支給する決定をした時は、映画配給会社に係る協力金を含めて支給します。

映画配給会社

- ・協力金の申請を映画館運営事業者が行うことについての同意書を大阪府ホームページの申請用ウェブサイトを通じて提出してください。

申請期間

令和3年9月10日（金）から10月22日（金）まで

申請方法

大阪府ホームページの申請用ウェブサイトから申請してください。

※スマートフォンからの申請も可能です。

■大阪府ホームページ「第3期 大阪府大規模施設等協力金について」

https://www.pref.osaka.lg.jp/energy/daikibo_3rd-period/index.html

5. その他

1. 審査の結果、協力金を支給する決定をした時は、「大阪府大規模施設等協力金申請事務局」より申請いただいた申請者の金融機関口座への振り込みをもって支給決定の通知とします。また、本協力金を支給しない旨の決定をした時は、オンライン申請の方にはシステムにより通知します。
2. 支給決定を行った後、大阪府の調査等により、申請内容に支給要件に該当しない事実や不正等が発覚した時は、本協力金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、支給された協力金を全額返還するとともに違約金を支払っていただきます。なお、返還に要する費用は、申請者の負担とします。
3. 申請後かつ支給前に支給要件を満たしていないことが判明するなど、申請者自らの意思により申請を取り下げる場合や、支給後に支給要件を満たしていなかつたことが判明した場合は、その旨を届け出してください。届出をされる方は、大阪府時短・大規模施設等協力金センターまでご連絡ください。
4. 本協力金の支給事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、大阪府は、施設の活動状況に関する調査を行うほか、報告又は是正のための措置を求めることがあります。その場合、申請者はこれに応じる必要があります。
また、申請内容に疑義があった場合は、大阪府は申請施設の関係者に対して、申請内容について調査することがあります。

5. 支給又は不支給に関する情報若しくは申請書類に記載された情報について、税務情報として使用することがあるほか、国・市町村等他の行政機関から求めがあった場合にも、税務情報として提供することができます。
6. 支給又は不支給に関する情報若しくは申請書類に記載された情報について、大阪府の他の協力金等の事業（協力金、支援金その他申請者の事業継続に資するものに限る。）における審査、支給等の事務のために使用することがあるほか、国・市町村等他の行政機関から求めがあった場合、当該行政機関の実施する同趣旨の協力金等における審査・支給等の事務のために提供することができます。
7. 申請書類に記載された情報を、大阪府暴力団排除条例第24条に基づき、大阪府警察本部に提供することができます。
8. 個人情報の取扱いに関して、本協力金の審査・支給に関する事務に限り、事務の一部を委託する事業者に提供することができます。
9. 申請内容に関する振込口座の記入間違い等、軽微な誤りについては、大阪府（事務を委託する事業者を含む）が補正をすることがあります。
10. 申請内容に不備があった場合、支給の時期が遅くなります。また、大阪府が指定する期限までに不備が解消されなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなします。

11. 支給決定を行った後、申請内容の不備等による振込不能等があり、申請者の責に帰すべき事由により大阪府が指定する期限までに解消されなかつたときは、申請者が協力金の支給を受けることを辞退したものとみなし当該支給決定を取り消します。
12. オンライン申請に入力いただいた情報、提出いただいた申請書類に記載された情報は、本協力金の審査・支給に関する事務に限り使用し、別途同意がない限り、他の目的には使用しません。

【以下は、大規模施設の運営事業者に限ります】

13. 本協力金の申請者は、時短要請にご協力いただいた事業者として、申請事業者名・申請施設名称・所在地（市町村及び行政区名まで）を「大阪府大規模施設等協力金」ホームページで公表させていただきます。

6. 問い合わせ

- まずは、「大阪府大規模施設等協力金」ホームページの
よくあるお問い合わせ（FAQ）をご確認ください。

大規模施設等に対する協力金FAQ

検索できます。

フリーワード検索

検索

Q. 緊急事態宣言における要請の詳細

Q. 自分の店舗が緊急事態宣言における

Q. 大型商業施設のテナントでも生活がないとあるが、それは具体的にどうい

カテゴリを選択

緊急事態措置について

QRコードからホームページに
アクセスしてください。



- コールセンターでもお受けしています。

大阪府大規模施設等協力金コールセンター

・電話番号：06-7178-1396

（電話番号をよくお確かめの上、くれぐれもお間違えのないようお願い申し上げます。）

・開設時間：午前9時から午後6時（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）